

B

令和 7年 9月 5日提出
第 3 回市議会定例会

議 案 の 参 考 資 料

浜 松 市

- 第 102 号議案 令和 7 年度浜松市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 103 号議案 令和 7 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 104 号議案 令和 7 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 105 号議案 令和 7 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 106 号議案 令和 7 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 107 号議案 令和 7 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 102 号議案から第 107 号議案の補正予算説明は、別冊を参照願います。

- 第 108 号議案 浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、入園児虐待の防止又は園児の保護等に係る事項について、児童虐待検証部会で調査審議することとするほか、所要の整備を行うものであります。

- 第 109 号議案 浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、新たに規定された準法定事務について庁内連携ができるようにするとともに、市営住宅の管理及び心身障害者扶養共済制度に関する事務を個人番号利用事務に追加するほか、所要の整備を行うものであります。

- 第 110 号議案 浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

この条例は、国の制度改正に準じて、仕事と育児及び介護との両立の強化等を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による部分休業制度の拡充が行われたことに伴い、所要の整備を行うものであります。

- 第 111 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、勤務 1 時間当たりの給与額の算出に係る規定を改めるものであります。

- 第 112 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について

この条例は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うほか、所要の整備を行うものであります。

第 113 号議案 浜松市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

この条例は、民生委員の定数を 1, 347 人から 1, 345 人に改めるものであります。

第 114 号議案 浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正について

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うほか、所要の整備を行うものであります。

第 115 号議案 浜松市都市公園条例の一部改正について

この条例は、舘山寺総合公園の指定管理者について、公募によらない選定に係る特例規定を追加するとともに、フラワーパークの利用料金の見直しを行うものであります。

第 116 号議案 浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度の拡充が行われたことを踏まえ、所要の整備を行うものであります。

第 117 号議案 浜松市立幼稚園条例の一部改正について

この条例は、浜松市立和地幼稚園を廃園するものであります。

第 118 号議案 浜名学園組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、浜名学園組合規約を変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるため、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条(第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 119 号議案 あらたに生じた土地の確認について

昭和 58 年に竣工した静岡県馬込川水系中小河川改修工事において、河川の付替えにより中央区内にあらたに生じた土地について、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき確認するため、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第 9 条の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第 120 号議案 字の区域の変更について

昭和 58 年に竣工した静岡県馬込川水系中小河川改修工事において、河川の付替えにより中央区内にあらたに土地が生じたことに伴う、字の区域の変更について、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるため、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

第 121 号議案 工事請負契約締結について

(令和 7 年度(債務)河川改良単独事業(準)東芳川流域貯留施設築造工事)

令和 7 年度(債務)河川改良単独事業(準)東芳川流域貯留施設築造工事の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抄第 2 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 3 億円以上の工事又は製造の請負とする。

第 122 号議案 物品購入契約締結について(プライベートテント)

プライベートテントの物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抄第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 4,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が 1 件 1 万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 123 号議案 物品購入契約締結について（災害用簡易ベッド）

災害用簡易ベッドの物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

第 124 号議案 物品購入契約締結について（非常用保存食（アルファ化米））

非常用保存食（アルファ化米）の物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

第 125 号議案 物品購入契約締結について（可搬式動力消防ポンプ）

可搬式動力消防ポンプの物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

第 126 号議案 物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）2台）

消防ポンプ自動車（CD-I型）の物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

第 127 号議案 物品購入契約締結について（高規格救急自動車2台）

高規格救急自動車の物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

第 128 号議案 市道路線認定について

曳馬90号線ほか4路線を市道路線に認定しようとするものであります。

第 129 号議案 市道路線変更について

浜北根堅47号線の市道路線を変更しようとするものであります。

※ 道路法抄

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、

路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

第 130 号議案 令和6年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、提案するものであります。

※ 地方公営企業法抄

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

認 第 1 号 令和6年度浜松市病院事業会計決算

認 第 2 号 令和6年度浜松市水道事業会計決算

認 第 3 号 令和6年度浜松市下水道事業会計決算

認第1号から認第3号までは、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度各企業会計決算を認定に付するものであります。

※ 地方公営企業法抄

第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

- 3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会(同条第6項に規定する定例会をいう。))に開かれる会議において議会の認定に付さなければならない。

報 第 15 号 専決処分の報告

道路瑕疵5件(専第31号、専第32号、専第33号、専第34号、専第35号)、交通事故1件(専第36号)、物損事故3件(専第37号、専第38号、専第39号)にかかる和解及び損害賠償の額の決定について、地方

自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

※ 市長の専決処分事項の指定について抄

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1 1件300万円以下における和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定（交通事故による人身の事故の場合を除く）に関すること。

報 第 16 号 一般財団法人浜松市清掃公社の令和6年度決算について

報 第 17 号 公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和6年度決算について

報 第 18 号 公益財団法人浜松市医療公社の令和6年度決算について

報 第 19 号 公益財団法人浜松市文化振興財団の令和6年度決算について

報 第 20 号 株式会社なゆた浜北の令和6年度決算について

報 第 21 号 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和6年度決算について

報第16号から報第21号までは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第243条の3（略）

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

監報第 10 号 随時監査等の結果に関する報告について

監報第 11 号 例月出納検査の結果に関する報告について